

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市霧島保健福祉センター
- 2 指定管理者 霧島市国分中央三丁目33番10号
社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 2019年（平成31年）4月1日から2024年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市霧島保健福祉センターの概要

- ① 施設名 霧島市霧島保健福祉センター
- ② 位置 霧島市霧島田口500番地
- ③ 建築年度 平成14年度
- ④ 構造・面積 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 990.16㎡
- ⑤ 設置目的 住民の健康づくりの推進と地域保健活動の育成及び福祉の拠点として設置
- ⑥ 年間利用者 13,999人（平成29年度実績）
- ⑦ 年間使用料 120,350円（平成29年度実績）

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
 - 名称 社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会
 - 代表者 会長 福永 洵
 - 所在 霧島市国分中央三丁目33番10号
- ② 組織
 - 設立 平成17年度
 - 認可 平成17年11月7日法人認可
 - 設立目的 霧島市における社会福祉事業その他社会福祉事業の健全な発達及び地域福祉の推進を図るため設立
 - 職員数 150人
- ③ 平成29年度事業実績
 - 受託施設数 国分総合福祉センターほか7施設
 - 受託総金額 118,536千円

3 指定管理の方法等

- ① 指定管理の方法 直接指定
- ② 直接指定をする理由
霧島市霧島保健福祉センターにおいては、現在の指定管理者により、市民に対する健康・福祉増進をはじめとした各種健康福祉サービス事業が展開されているところであり、現在管理している団体が蓄積した管理・運営技術や専門的技能などを活用することにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるため。